

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

平成28年6月13日

岡山市長 大 森 雅 夫

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ジョイフルタウン岡山

所在地 岡山市北区下石井二丁目10番102 他

(2) 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 三井住友信託銀行株式会社

住所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

代表者の氏名 代表取締役 常陰 均

(3) 変更事項

①駐車場の収容台数

(変更前) 収容台数 1, 347台

(変更後) 収容台数 1, 208台

②駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

	出入口の数	位置
東出入口	入口1箇所、出口1箇所	店舗東側
南出入口	入口1箇所、出口1箇所	店舗南側
西出入口	入口1箇所	店舗西側
合計	入口3箇所、出口2箇所	

(変更後)

	出入口の数	位 置
東出入口	入口 1 箇所、出口 1 箇所	店舗東側
南出入口	入口 1 箇所、出口 1 箇所	店舗南側
西出入口	入口 1 箇所、出口 1 箇所	店舗西側
合計	入口 3 箇所、出口 3 箇所	

(4) 変更年月日

①平成 2 9 年 2 月 4 日

②平成 2 8 年 6 月 4 日

2 届出年月日

平成 2 8 年 6 月 3 日

3 縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

平成 2 8 年 6 月 1 3 日から平成 2 8 年 1 0 月 1 3 日まで

(2) 縦覧の場所

岡山市経済局産業振興・雇用推進課